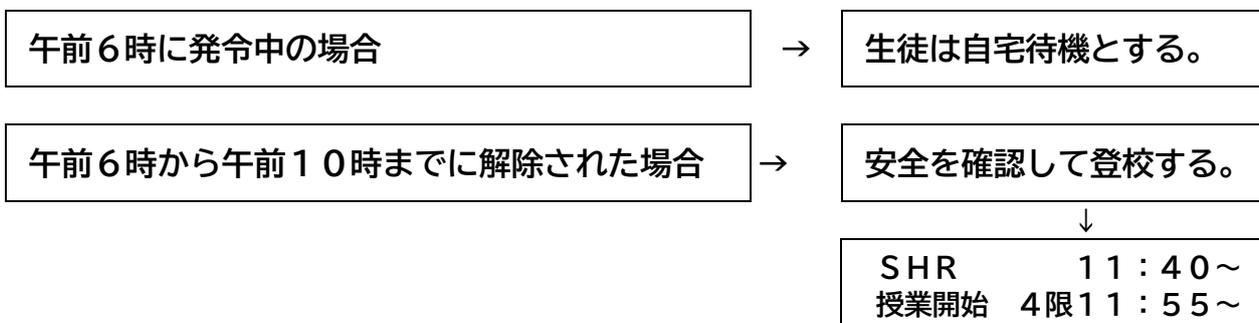


非常変災時における対応

滋賀県立八日市南高等学校

① 特別警報・暴風を含む警報の発令時における対応について

「特別警報」または「暴風を含む警報」の発令時には次の様に対応すること。



ただし、解除後であっても被害が著しく、交通機関が混乱して登校が困難な場合は、その旨を学校へ連絡すること。



※1 午前6時までに「特別警報」・「暴風を含む警報」が解除された場合。

※2 午前6時の時点で「特別警報」・「暴風を含む警報」が発令されていない場合。

※1・2の時は平常どおりの授業を実施します。

② その他の警報（大雨・洪水・大雪等）の発令時における対応について

原則として平常通り授業を実施する。

ただし、居住地域や通学路の安全に十分な配慮をしながら登校すること。

なお、居住地域や通学路に洪水で橋が流される等の大きな被害があつて、登校に危険が伴うと判断した時は、無理な登校を避けるとともに、その旨を学校へ連絡すること。

また、天災により公共交通機関の乱れや交通渋滞等が発生している時は、授業開始時間を遅らせることもある。

安全に十分注意して登校すること。

平時であっても、公共交通機関の乱れによる遅刻は「公欠」とします。